

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備
に関する規則の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関
する規則を次のように定める。

2015年（平成27年）3月18日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 制定する規則

別紙のとおり

2 施行期日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年
法律第76号）附則第3条に規定する新教育長が最初に任命された日。ただし、
第1条中藤沢市教育委員会公告式規則第1条の改正規定、第2条中藤沢市教育委
員会会議規則第1条及び第5条の改正規定、第4条中藤沢市教育委員会教育長に
対する事務の委任等に関する規則第1条の改正規定は、平成27年4月1日。

提案理由

この規則を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、
教育委員会の制度等が改正されることに伴い、関係規則の規定の整備を行う必要に
よる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成27年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 井上 公基

藤沢市教育委員会規則第 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(藤沢市教育委員会公告式規則の一部改正)

第1条 藤沢市教育委員会公告式規則(昭和32年藤沢市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第2条第2項中「委員長名」を「教育長名」に改める。

(藤沢市教育委員会会議規則の一部改正)

第2条 藤沢市教育委員会会議規則(昭和32年藤沢市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「第16条」に改める。

第3条中「委員長」を「教育長」に改める。

第4条第3項中「委員長」を「教育長」に改め、「認めたとき」の次に「又は2人以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求されたとき」を加える。

第5条を次のように改める。

(職務代理者等)

第5条 法第13条第2項に規定する委員は、教育長職務代理者として教育長の職務を行う。

2 教育長及び教育長職務代理者がともに事故があるとき、又は欠けたときは、年長の委員がその職務を行う。

第7条から第11条及び第13条までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

第14条第2項中「委員長が事務局職員中より教育長の推薦する者を指名して、」を「教育長が事務局職員のうちから指名する者に」に改める。

第15条の見出しを「(署名)」に改め、同条第1項及び第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

第16条第2号中「出席委員」を「教育長及び委員のうち出席した者」に改め、同条第3号中「委員」を「前号に掲げる者」に改め、同条第9号中「委員長」を「教育長」に改める。

第17条中「委員長」を「教育長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(公表)

第18条 会議録は、第15条第1項の規定による署名の後、これを公表する。

ただし、法第14条第7項ただし書の規定により公開しないこととした事件に係る部分については、この限りでない。

(藤沢市教育委員会傍聴規則の一部改正)

第3条 藤沢市教育委員会傍聴規則(昭和27年藤沢市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「予め委員長」を「あらかじめ教育長」に改める。

第5条第3号中「委員長」を「教育長」に改める。

第6条第1号から第3号までの規定中「こと」を「こと。」に改め、同条第4号中「委員長」を「教育長」に改め、同条第5号中「前4号」を「前各号」に、「こと」を「こと。」に改める。

第7条及び第8条中「委員長」を「教育長」に改める。

(藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第4条 藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則(平成20年藤沢市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項」を「第25条第1項及び第3項」に、「代理等」を「代理、報告等」に改める。

第2条に次の1項を加える。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務のうち重要なものについて、管

理及び執行の状況を教育委員会の会議で報告しなければならない。

第3条第2項中「会議に」を「会議で」に改める。

附 則

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第3条に規定する新教育長が最初に任命された日から施行する。ただし、第1条中藤沢市教育委員会公告式規則第1条の改正規定、第2条中藤沢市教育委員会会議規則第1条及び第5条の改正規定、第4条中藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会公告式規則(昭和32年教育委員会規則第3号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律<u>第15条第2項</u>の規定に基づき、教育委員会規則その他教育委員会所掌事務に関する事項で、公表を要するもの(以下「規則等」という。)の公告式を定めることを目的とする。</p> <p>（掲示の方法及び場所）</p> <p>第2条 規則等は会議において議決をした日から起算して7日以内に公布するものとする。</p> <p>2 規則等を公布するときは、公布の旨の前文、年月日及び<u>教育長名</u>を記入して、その印を押印しなければならない。</p> <p>3 規則等の公布は、市の掲示場に掲示してこれを行う。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律<u>第14条第2項</u>の規定に基づき、教育委員会規則その他教育委員会所掌事務に関する事項で、公表を要するもの(以下「規則等」という。)の公告式を定めることを目的とする。</p> <p>（掲示の方法及び場所）</p> <p>第2条 規則等は会議において議決をした日から起算して7日以内に公布するものとする。</p> <p>2 規則等を公布するときは、公布の旨の前文、年月日及び<u>委員長名</u>を記入して、その印を押印しなければならない。</p> <p>3 規則等の公布は、市の掲示場に掲示してこれを行う。</p>

藤沢市教育委員会会議規則(昭和32年教育委員会規則第2号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月法律第162号。以下法という。)第16条の規定に基き藤沢市教育委員会(以下「委員会」という。)の会議の議事の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（招集）</p> <p>第2条 会議の招集は、会議開催の場所及び日時を開会の日前3日までに各委員に通知して行う。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。</p> <p>2 委員は、前項の通知に指定された時刻までに、指定の場所に参集しなければならない。</p> <p>（欠席の届出）</p> <p>第3条 委員は、会議に出席できないときは、開会時刻までに<u>教育長</u>にその旨を届け出なければならない。</p> <p>（定例会及臨時会）</p> <p>第4条 会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 定例会は、原則として毎月1回これを招集する。</p> <p>3 臨時会は、<u>教育長</u>が必要があると認めたとき又は2人以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求されたときに招集す</p>	<p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月法律第162号。以下法という。)第15条の規定に基き藤沢市教育委員会(以下「委員会」という。)の会議の議事の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（招集）</p> <p>第2条 会議の招集は、会議開催の場所及び日時を開会の日前3日までに各委員に通知して行う。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。</p> <p>2 委員は、前項の通知に指定された時刻までに、指定の場所に参集しなければならない。</p> <p>（欠席の届出）</p> <p>第3条 委員は、会議に出席できないときは、開会時刻までに<u>委員長</u>にその旨を届け出なければならない。</p> <p>（定例会及臨時会）</p> <p>第4条 会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 定例会は、原則として毎月1回これを招集する。</p> <p>3 臨時会は、<u>委員長</u>が必要があると認めたときに招集する。</p>

る。

(職務代理者等)

第5条 法第13条第2項に規定する委員は、教育長職務代理者として、教育長の職務を行う。

2 教育長及び教育長教育長職務代理者がともに事故があるとき、又は欠けたときは、年長の委員がその職務を行う。

第2章 会議

(会議の順序)

第6条 会議はおおむね次の順序で行う。

- (1) 開会
- (2) 会議録署名委員の決定
- (3) 前会会議録の承認
- (4) 教育長の報告
- (5) 議事
- (6) その他
- (7) 閉会

(動議の提出)

第7条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、教育長は会議にはかつて、これを議題としなければならない。

(年長の委員)

第5条 委員長及び法第12条第4項に規定する委員(以下「委員長職務代理者」という。)がともに事故があるとき、又は欠けたときは、年長の委員がその職務を行う。

第2章 会議

(会議の順序)

第6条 会議はおおむね次の順序で行う。

- (1) 開会
- (2) 会議録署名委員の決定
- (3) 前会会議録の承認
- (4) 教育長の報告
- (5) 議事
- (6) その他
- (7) 閉会

(動議の提出)

第7条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、委員長は会議にはかつて、これを議題としなければならない。

(発言)

第8条 会議において発言しようとする者は、教育長の許可をえて発言しなければならない。

2 2人以上が発言を求めたとき、教育長は先に発言した者と認めた者に指名して発言させるものとする。

3 1議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。

(請願)

第9条 委員会に請願をしようとする者は、邦文を用いて、その趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が署名または記名押印をした文書を委員会に提出しなければならない。

2 請願書を受理したときは、教育長は会議に付し、審議を行い、議決してなければならない。

3 会議に付された請願書を提出した者は、委員会が認めた場合、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。

4 請願等の取扱いについて、必要な事項は別に定める。

(採決の時期)

第10条 教育長において論旨が尽きたと認めたときは、会議にはかつて採決しなければならない。

(採決の方法)

第11条 教育長は順次各委員の賛否の意見を求めて採決する。

(発言)

第8条 会議において発言しようとする者は、委員長の許可をえて発言しなければならない。

2 2人以上が発言を求めたとき、委員長は先に発言した者と認めた者に指名して発言させるものとする。

3 1議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。

(請願)

第9条 委員会に請願をしようとする者は、邦文を用いて、その趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が署名または記名押印をした文書を委員会に提出しなければならない。

2 請願書を受理したときは、委員長は会議に付し、審議を行い、議決してなければならない。

3 会議に付された請願書を提出した者は、委員会が認めた場合、委員長の許可する時間内において事情を述べることができる。

4 請願等の取扱いについて、必要な事項は別に定める。

(採決の時期)

第10条 委員長において論旨が尽きたと認めたときは、会議にはかつて採決しなければならない。

(採決の方法)

第11条 委員長は順次各委員の賛否の意見を求めて採決する。

2 教育長は必要があると認めるときは、会議にはかつて、記名又は無記名の投票によつて採決することができる。

(修正の動議)

第12条 修正の動議は、原案にさきだつて可決を決する。

2 修正の動議が数個あるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。

3 すべての修正の動議が否決せられたときは、原案について採決する。

(傍聴)

第13条 会議は、教育長の許可をえて傍聴することができる。

2 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関して必要な事項は別に定める。

第3章 会議録

(会議録の作成)

第14条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

2 会議録は、教育長が事務局職員のうちから指名する者にこれを作成させる。

(署名)

第15条 会議録には、教育長及び出席委員2名が署名しなければならない。

2 会議録に署名する委員は、教育長が会議にはかつて定める。

(会議録記載事項)

2 委員長は必要があると認めるときは、会議にはかつて、記名又は無記名の投票によつて採決することができる。

(修正の動議)

第12条 修正の動議は、原案にさきだつて可決を決する。

2 修正の動議が数個あるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。

3 すべての修正の動議が否決せられたときは、原案について採決する。

(傍聴)

第13条 会議は、委員長の許可をえて傍聴することができる。

2 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関して必要な事項は別に定める。

第3章 会議録

(会議録の作成)

第14条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

2 会議録は、委員長が事務局職員中より教育長の推選する者を指名して、これを作成させる。

(署名委員)

第15条 会議録には、委員長及び出席委員2名が署名しなければならない。

2 会議録に署名する委員は、委員長が会議にはかつて定める。

(会議録記載事項)

第16条 会議録には次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 教育長及び委員のうち出席した者の氏名
- (3) 前号に掲げる者及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名
- (4) 教育長の報告の要旨
- (5) 議題及び議事の概要
- (6) 議題となった動議を提出した者の氏名
- (7) 質問又は討論をした者の氏名
- (8) 議決事項
- (9) その他教育長又は会議において必要と認めた事項
(異議の決定)

第17条 会議録に記載した事項に関して委員中に異議があるときは、教育長は、これを会議にはかつて決定する。

(公表)

第18条 会議録は、第15条第1項の規定による署名の後、これを公表する。
ただし、法第14条第7項ただし書の規定により公開しないこととした事件に係る部分については、この限りではない。

第16条 会議録には次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名
- (4) 教育長の報告の要旨
- (5) 議題及び議事の概要
- (6) 議題となった動議を提出した者の氏名
- (7) 質問又は討論をした者の氏名
- (8) 議決事項
- (9) その他委員長又は会議において必要と認めた事項
(異議の決定)

第17条 会議録に記載した事項に関して委員中に異議があるときは、委員長は、これを会議にはかつて決定する。

藤沢市教育委員会傍聴規則(昭和27年教育委員会規則第2号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第2条 傍聴をしようとする者は、所定の申請書に住所、氏名を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。</p> <p>2 傍聴人の定員は、<u>あらかじめ教育長</u>が定める。</p> <p>3 傍聴の申込みの受付時間は、会議の開会時刻の30分前から20分前までとする。</p> <p>4 傍聴をしようとする者が定員を超える場合は、抽選により傍聴券の交付を受ける者を決定するものとする。</p> <p>5 傍聴をしようとする者が定員に達していない場合は、第3項の規定にかかわらず、申込みの順で受付ができるものとする。</p> <p>第5条 次に掲げる者は、傍聴することができない。</p> <p>(1) 危険物を持つている者</p> <p>(2) 酒気を帯びている者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>教育長</u>が会議の運営上支障があると認める者</p> <p>第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 飲食し、又は喫煙しない<u>こと</u>。</p> <p>(2) 議事に対し、批評を加え、又は可否を表明しない<u>こと</u>。</p> <p>(3) みだりに傍聴席を離れない<u>こと</u>。</p>	<p>第2条 傍聴をしようとする者は、所定の申請書に住所、氏名を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。</p> <p>2 傍聴人の定員は、<u>予め委員長</u>が定める。</p> <p>3 傍聴の申込みの受付時間は、会議の開会時刻の30分前から20分前までとする。</p> <p>4 傍聴をしようとする者が定員を超える場合は、抽選により傍聴券の交付を受ける者を決定するものとする。</p> <p>5 傍聴をしようとする者が定員に達していない場合は、第3項の規定にかかわらず、申込みの順で受付ができるものとする。</p> <p>第5条 次に掲げる者は、傍聴することができない。</p> <p>(1) 危険物を持つている者</p> <p>(2) 酒気を帯びている者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>委員長</u>が会議の運営上支障があると認める者</p> <p>第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 飲食し、又は喫煙しない<u>こと</u></p> <p>(2) 議事に対し、批評を加え、又は可否を表明しない<u>こと</u></p> <p>(3) みだりに傍聴席を離れない<u>こと</u></p>

(4) 写真，ビデオ等を撮影し，又は録音しないこと。ただし，事前に教育長の許可を受けた場合は，この限りではない。

(5) 前各号に掲げる事項のほか，会議場の秩序を乱し，又は会議の妨害となる行為をしないこと。

第7条 教育長は，前条の規定に違反した者に対し退場を命ずることができる。

第8条 傍聴人は，教育長から退場を命じられたとき又は会議が非公開とされたときは，速やかに退場しなければならない。

(4) 写真，ビデオ等を撮影し，又は録音しないこと。ただし，事前に委員長の許可を受けた場合は，この限りではない。

(5) 前4号に掲げる事項のほか，会議場の秩序を乱し，又は会議の妨害となる行為をしないこと。

第7条 委員長は，前条の規定に違反した者に対し退場を命ずることができる。

第8条 傍聴人は，委員長から退場を命じられたとき又は会議が非公開とされたときは，速やかに退場しなければならない。

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則(平成20年教育委員会規則第4号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)<u>第25条第1項及び第3項</u>の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の委任、<u>代理、報告等</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任事項)</p> <p>第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めるとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。</p> <p><u>2 教育長は、前項の規定により委任された事務のうち重要なものについて、管理及び執行の状況を教育委員会の会議で報告しなければならない。</u></p> <p>(教育長の臨時代理)</p> <p>第3条 教育長は、前条各号(次条各号に規定する事項を除く。)に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。</p> <p>2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)<u>第26条第1項</u>の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の委任、<u>代理等</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任事項)</p> <p>第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めるとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。</p> <p>(教育長の臨時代理)</p> <p>第3条 教育長は、前条各号(次条各号に規定する事項を除く。)に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。</p> <p>2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理</p>

に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議で報告しなければならない。

に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。